

別表（第1の2関係）

補助対象経費の範囲について

支出科目	補助対象経費の内容	対 象 外 事 例
人件費支出	○教員及び教員以外の職員に支給する本棒、期末手当、その他の手当及び所定福利費並びに退職金（一般社団法人福岡県私学教育振興会及び一般社団法人福岡県私立幼稚園退職金基金団体の給付金を除く学校負担分）	○役員報酬・役員退職金・名誉学園長報酬 ○一般社団法人福岡県私学教育振興会及び一般社団法人福岡県私立幼稚園退職金基金団体の給付金相当額の教職員退職金
教育研究経費支出	○教員、生徒等の教育研究に直接必要な消耗品費、光熱水費、旅費交通費、印刷製本費その他の経費	○学校法人会計基準第13条に定める資金収支内訳表（第2号様式）「各学校」部門に計上される経費 ① 学校行事に伴う経費 卒業式・体育祭等、学校行事に伴う経費については、一連の行事費用として直接必要な経費以外は対象外 （例）行事終了後の教職員の二次会等に対する助成経費 ② 外部関係者に関する経費 後援会、同窓会、保護者会等、外部関係者との教育に係るものではない会合経費は対象外 （例）後援会、同窓会、保護者会、中学校関係者等との懇親会費 ③ 教職員の福利厚生行事に対する経費 慰安、娯楽等のための助成経費は対象外 （例）歓迎会・忘年会・旅行・業務終了後の反省会 ○学校法人会計基準第13条に定める資金収支内訳表（第2号様式）「学校法人」部門に計上される経費 （例）法人関係中元・歳暮、理事会・評議員会経費、理事長公用車代・理事長生命保険料、顧問弁護士料・公認会計士の監査報酬
管理経費支出	○教育研究経費以外の経費であって、総務・人事・財務・経理等の業務執行経費、教育研究活動以外に使用する施設設備の維持管理に要する支出等、学校の管理運営上必要な経費	
借入金等利息	○施設設備整備その他学校運営に係る借入金等に伴う利息	
設備関係支出（車両支出及び電話加入権支出を除く。）	○学校教育のための備品、図書等の取得に要する経費	○国庫設備補助金・市町村設備補助金・福岡県私立幼稚園等設備費補助金の対象となるもの

※ 補助対象外経費に係る注意事項

次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- 1 国・地方公共団体の他の補助金等（施設型給付費、授業料軽減補助金その他知事が指定する補助金等を除く。）の対象となる経費
- 2 支出の内容（用務、出席者等）が明らかではない経費
- 3 「学校法人」部門に計上される経費及び「学校法人」部門に計上することが適当と知事が認める経費
 （例）
 - 学校法人の役員等の報酬等
 - 理事会及び評議員会等の開催経費
 - 主として「学校法人」部門の業務に従事する職員の人件費
 - 「学校法人」部門の業務の運営に必要な建物設備の取得又は保全に係る支出
 - 土地の取得又は保全に係る支出
 - 「学校法人」部門の業務に係るものとして運用している借入金等の利息支出及び返済支出
 - 学校、学部・学科等の新設に係る支出
 - 次に掲げる「学校法人」部門の主な業務の運営に直接必要な支出
 - ・理事会及び評議員会等の庶務に関すること
 - ・役員等の庶務に関すること
 - ・登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
 - ・法人主催の行事及び会議に関すること
 - ・法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定事務に関すること
 - ・学校、学部・学科（学部の学科を含む）等の新設事務に関すること
 - ・その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務、会計、施設管理等に関すること
 - ・他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること
- 4 その他知事が福岡県私立学校経常費補助金の対象経費とすることが適当でないと認める経費

補助対象「外」の具体的事例

科 目	補助対象経費	補助対象「外」経費
人件費	1 園長、教員等教職員経費 理事長が園長を兼ねている場合 2 右記給付金を除く幼稚園負担分	1 <u>学校法人関係</u> 理事長等役員報酬、役員退職金、 名誉学園長報酬 2 <u>その他</u> (社)私立幼稚園退職金基金社団給 付金相当額の教職員退職金
教育研究経費 管理経費	1 学校行事に係るもの 卒園式、運動会等行事を行うのに 直接必要な経費 2 外部関係者に関する経費 教育を実施するうえで必要な後援 会等との協議に係る費用 (例) 会議室賃借料、資料代等 3 教職員に関する経費 教職員の出張費用や研修費用は対 象 (例) 受講料、旅費等 5 その他 教職員研修費用 福岡県私立幼稚園振興協会等会費 園舎火災保険料、賠償責任保険料	1 <u>学校行事に係るもの</u> 卒園式、運動会等行事終了後の二 次会、謝恩会等に対する助成経費 2 <u>外部関係者に関する経費</u> 後援会、同窓会、保護者会等外部 関係者との会合経費のうち直接教育 の実施とは関係のない経費 (例) 懇親会費、親睦会 3 <u>教職員に関する経費</u> 福利厚生行事（慰安、娯楽等）の ための助成経費 (例) 歓送迎会、忘年会、慰安旅行、 業務終了後の反省会 4 <u>他の補助金の対象となる経費</u> 国、市町村等からの運営費補助の 対象となっている光熱水費等の経費 5 <u>その他</u> 公租公課： 登記費用、法令上の諸手続の費 用（収入印紙税等） 理事の研修費用、 諸会費： ライオンズクラブ会費 政治家への後援会費、 地元夏祭りの協賛金 慶弔費、中元・歳暮、お礼 理事会、評議員会経費 理事長の公用車に係る費用 （修理代、ガソリン代、 自動車保険料、改造費等） 理事長生命保険料 顧問弁護士料、 公認会計士等の監査報酬

科 目	補助対象経費	補助対象「外」経費
借入金等利息	1 園舎増改築や幼稚園運営資金に係る借入金等の利息支出	1 学校法人関係 「学校法人」部門の業務に係るものとして運用している借入金等の利息支出
設備関係	1 補助金によらない園の自己資金の <u>み</u> で購入した設備費は対象	1 他の補助金の対象となる経費 国庫、県、市町村の実施している設備補助金の対象となるもの なお、「 <u>福岡県私立幼稚園等設備費補助金</u> 」により購入した設備費は対象「外」経費に計上すること。

※ そのほか、不明な点があれば私学振興課（運営支援係）へお気軽にお問い合わせください。
運営支援係 TEL 092-643-3083 FAX 092-643-3135

Q & A

Q 1 「学校法人」部門とはなんですか。

A 1 学校法人によって設立されている幼稚園は、理事長、理事、幹事を構成員とする理事会の決定に基づいて運営されています。よって、役員報酬や理事会開催費用といった主に理事会の活動に関わるものが「学校法人」部門、園が行う教育活動に関わるものが「学校」部門として会計上、区分されます。

理事長が園長を兼ねており、一園しか運営していない場合など法人と幼稚園が一体となっている場合は、会計上、学校法人と幼稚園を区別することは難しい場合があります。しかし、補助金の適正な執行を確保するためにも、上記に示した事例を参照に、適切な会計事務をしていただきますようお願いします。

Q 2 理事長であり園長でもある者が研修を受けました。この費用（受講料、旅費等）は学校法人部門ですか、学校部門ですか。

A 2 受講した研修の内容によって判断します。学校経営者を対象とした研修であれば法人部門に、教育活動を主とした内容であれば学校部門に区分します。